

1—5 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）

(1) 貸付対象者

中小企業振興資金の一般枠、短期継続融資枠、協調支援枠又は経営者保証不要枠（以下「一般枠等」という。）を利用する者で、県施策の方向性に合致した、次のア～カいずれかの制度の認証又は認定を受けた者

ア 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度（「多様な働き方等実践企業」認証制度）

イ 消防団協力事業所表示制度

ウ 健康経営優良法人認定制度

エ 長野県 SDGs 推進企業登録制度

オ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）制度

カ 以下の条件をすべて満たす者

- ・「ながの子育て家庭優待パスポート事業」において協賛する者
- ・「こどもまんなか応援サポーター」の宣言をする者
- ・「ながの子育て応援企業同盟」へ加入する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
貸付利率	貸付対象者に該当する場合、中小企業振興資金の一般枠等の貸付利率を0.2%引下げ
貸付期間	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
担保	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
保証人	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
返済方法	中小企業振興資金の一般枠又は短期継続融資枠に定めるとおり

(3) 申込書類

中小企業振興資金の一般枠等に定める書類の他に下記書類が必要となる。

ア 前記(1)貸付対象者 アの場合
① 職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し（参考1）
イ 前記(1)貸付対象者 イの場合
② 次の(ア)、(イ)いずれかの書類 (ア) 市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し (イ) 消防団協力事業所表示制度確認申請書（様式第3号）により市町村長あて申請し、交付される消防団協力事業所表示制度確認書（様式第3号の2）
ウ 前記(1)貸付対象者 ウの場合
③ 健康経営優良法人認定書の写し
エ 前記(1)貸付対象者 エの場合
④ 長野県 SDGs 推進企業登録証の写し

オ 前記(1)貸付対象者 オの場合
⑤ 中小企業最低貸金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付決定通知書の写し
カ 前記(1)貸付対象者 カの場合
⑥ 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）要件確認書（様式第3号の3）
キ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて）

(4) 融資手続き

中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり。

(5) その他のポイント

各認証書等の期限までに貸付実行がされること。

その他は、中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり。